

小野町飲用水確保対策事業補助金の手引き

- ◎申請については、以下の流れ及び必要書類を確認の上、お手続きください。
- ◎申請書等の様式については、ご自身で町公式ウェブサイトからダウンロードするか地域整備課まで受け取りにお越しください。

1. 交付申請

以下の必要書類を提出してください。これ以外にも書類を要する場合があります。また、水質検査費用の補助を受ける場合には、事前に地域整備課までご相談ください。

(1)井戸ボーリング費用等の補助を受ける場合

- ・飲用水確保対策事業(給水施設設置)補助金交付申請書(第1号様式)
- ・工事予定場所の位置図
- ・工事設計図面(平面図等)
- ・工事費等の内訳が明記されている見積書の写し
- ・飲用水確保対策土地使用承諾書(共同利用の場合又は自己所有地以外の土地に給水施設を設置する場合)(第2号様式)
- ・町税等の滞納がないことを証する書類(住所地が、小野町以外の場合に限る。)
- ・原水の水質が水質基準に適合しないことを証する書類(浄水器を設置する場合。)

(2)水質検査費用の補助を受ける場合

- ・飲用水確保対策事業(水質検査)補助金交付申請及び実績報告書(第3号様式)
※実績報告も兼ねた書類となっています。
- ・水質検査採水箇所位置図
- ・水質検査結果の写し
- ・水質検査の領収書の写し

2. 交付決定

町が交付申請内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めたとき、補助金交付の決定を行い申請者へ通知します。また、交付申請内容を変更する場合や交付申請を取り下げる場合には別途手続きが必要になるため、地域整備課までご相談ください。

3. 実績報告

補助事業完了後、速やかに以下の必要書類を提出してください。これ以外にも書類を要する場合があります。また、補助事業が交付決定年度内に完了しない場合には別途手続きが必要になるため、地域整備課までご相談ください。

(1)井戸ボーリング費用等の補助を受ける場合

- ・飲用水確保対策事業補助金(給水施設設置)実績報告書(第8号様式)
- ・工事請負契約書の写し
- ・補助事業に係る請求書(経費の記載があるもの)及び領収書の写し
- ・工事写真
- ・竣工図面(ボーリング工事を行った場合は柱状図)
- ・水質検査結果の写し

(2)水質検査費用の補助を受ける場合

交付申請の際に提出した書類を実績報告とします。

4. 補助額の確定

町が実績報告の内容を審査し補助額の確定を行い、申請者へ通知します。

5. 交付請求

補助額の確定通知を受けたとき、飲用水確保対策事業補助金交付請求書(第10号様式)を町へ提出していただきます。その後、補助金の交付となります。

6. その他

以下のいずれかに該当する事案が発覚した場合には、交付決定を取消し、既に交付した補助金の返還を命ずることがあります。

- ・虚偽の申請その他の不正行為により補助金の交付を受け、又は受けようとした場合
- ・この要綱並びに関係法令に違反する行為があった場合